

お詫びと訂正

『保育学用語辞典』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。(2021年4月1日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
237 頁	保育所運営費国庫負担金の解説	保育に欠ける児童について、 <u>心身ともに健やかに育成されること等を保障するものとした児童福祉法第 45 条第 1 項の基準を維持される費用として、市町村が支弁した～</u>	保育を必要とする児童について、 <u>保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする場合において、児童福祉法第 51 条第 4 号により支弁した～</u>	2021/4/1 更新
282 頁	子ども人口の解説	毎年 5 月 5 日の <u>子ども</u> の日に合わせて、	毎年 5 月 5 日の <u>こども</u> の日に合わせて、	2021/4/1 更新
302 頁	東京帝国大学セツルメントの解説	東京帝国大学セツルメントは 1926 (<u>昭和元年</u>) 4 月に託児部を設置し、	東京帝国大学セツルメントは 1926 (<u>大正 15 年</u>) 4 月に託児部を設置し、	2021/4/1 更新
304 頁	滝乃川学園の解説	石井亮一によって <u>孤女</u> 学院として、	石井亮一によって <u>孤女</u> 学院として、	2021/4/1 更新
		人身売買の犠牲となる <u>孤女</u> の救済と教育～	人身売買の犠牲となる <u>孤女</u> の救済と教育～	2021/4/1 更新
311 頁	関信三の解説	当時禁制であったキリスト教の動向を探索する <u>謀者</u> として、	当時禁制であったキリスト教の動向を探索する <u>謀者</u> として、	2021/4/1 更新
406 頁	家庭支援専門相談員／ファミリーソーシャルワーカーの解説	1999(平成 11)年度より <u>児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設(現・児童心理治療施設)、児童自立支援施設</u> に配置されている～	1999(平成 11)年度より乳児院、 <u>2004(平成 16)年度より児童養護施設、情緒障害児短期治療施設(現・児童心理治療施設)、児童自立支援施設</u> に配置されている～	2021/4/1 更新